

端野町の

指定文化財について(その2)

旧野付牛屯田歩兵第四大隊

第二中隊被服糧秣庫

○野付牛屯田歩兵第四大隊とは

北海道の防備と開拓の業務を兼ねた兵農兼備の制度として、明治八(一八七五)年、「屯田兵制度」がつくられ、同年五月、青森、酒田、宮城の各県旧藩の士族一九八戸が札幌の琴似村に入地したのが、日本における最初の屯田兵で、以来明治三二(一八九九)年の土別、剣淵屯田の入地を最後として、屯田兵の募集は中止されました。

この間、北海道内には三七箇村、七三三七戸(移住者三九九一名)が入地し、北海道開拓と北辺の防備に大きな役割を担いました。

北見地方と湧別地区の開拓の先駆者として大きな役割を担った、野付牛屯田歩兵第四大隊は、明治二九(一八九六)年に編成され、大隊の編成と配置は次のとおりでした。

*大隊名と本部

野付牛屯田歩兵第四大隊

(中野付牛原野(現北見市))

*大隊の編成と配置

第一中隊 下野付牛兵村

(現北見市端野町 入地実績二〇〇戸)

第二中隊 中野付牛兵村

(現北見市 入地実績一九八戸)

第三中隊 上野付牛兵村

(現北見市相内入地実績一九九戸)

第四中隊 南湧別兵村

(現湧別町湧別入地実績二〇〇戸)

第五中隊 北湧別兵村

(現湧別町、上湧別町入地実績一九九戸)

また、各中隊には、三つの区隊と、中隊本部が設置され、中隊長外軍医、準下士官と三区隊長の幹部が配置されました。

端野地区の第一中隊には、一区隊(一区兵村)、二区隊(二区兵村)、三区隊(三区兵村)が配置され、明治三〇(一八九七)年六月七日に屯田兵の第一陣が各兵村に同年中に一〇〇戸入地しました。

さらに各中隊には、中隊本部官舎、中隊長外幹部の官舎のほか、医务室、武器庫、被服糧秣庫、練兵場等が、現在の東一六号線と国道三九号線付近一帯に配置されました。

○屯田兵の兵役解除による兵村の解体

屯田兵の兵役義務期間は六年間であり、明治三〇年に編成された野付牛屯田歩兵第四大隊は、明治三六(一九〇三)年三月末を以て現役解除となり、屯田兵村が解体されました。この解体に伴い、多くの屯田兵はそのままこの地を新しい故郷として農業経営を営みましたが、約一割近くの方々が、この地を離れ新天地を求め転出しました。

○兵村の解体に伴い

地域自治組織への移行

屯田兵村の解体に伴い、これまで戸籍業務以外の業務は第四大隊本部や各中隊本部が担っていましたが、兵村が解体した四月一日からは野付牛村外一箇村の行政区に編入され、各兵村は地域自治組織として、一般の住民として生活していくこととなりました。兵村解体後端野地区の兵村は、三区兵村は野付牛村第三部、二区兵村は野付牛村第四部、一区兵村は野付牛村第五部となりました。地域自治組織として新たに出生した各部落では住民の心の拠り所として、また地域や各家庭の安全を祈願する神社の創設が一区と三区地区で起こりました。



「旧野付牛屯田兵第四大隊第二中隊被服糧秣庫」

―裏面へ続きます

○一区地区の神社拝殿に

第二中隊本部の被服糧秣庫

第四大隊では、中隊本部の解散に当たり、中隊本部が所有する建物を各部の公共用に使用する場合は無償で払下げすることとしました。

一区地域では、第二中隊の被服糧秣庫（屯田兵の被服や食糧等を保存管理するための倉庫）の払下げを受け、これを解体し、一区神社拝殿として移設し、明治三七（一九〇四）年六月吉日遷座式が行われました。

このことについて、「一区部落史」（昭和五六年一二月発行）に、「・・・現在地に建設したのは明治三十七年吉日との記録がある。恐らく入植記念日の六月七日であったろうと推測されるのである。神主は平山 幸太郎氏（一区兵村屯田兵の家族）で遷座敷が執行された。拝殿は間口五間、奥行四間半で外形はほとんど変えることなく、内部の小改造を行ったに過ぎず、奥殿は拝殿の後方の丘上に約一坪程度のものを造営した。大工は三区屯田兵藤野 辰藏氏の嫡父菊郎氏と伝えられる。現在拝殿正面に掲げられてある額面の裏に、明治三十七年六月吉日寄贈者は若衆連（現在の青年団）齊藤 邑人氏で筆者は齊藤 亦人翁とあるが、彫師は記入されていないが恐らく藤野 菊郎氏であろう。著者（中澤廣氏）が若年の折 邑人氏より直接聞知するところである。奥殿を建てる折に額縁とともに彫刻されたものであろう。金泥はその後に塗られたものである。日時は明らかではない。奥殿もその後幾度か改修されて今日に至っているものと思う」と、記されています。また、拝殿は、大正九（一九二〇）年に土台替えで、木杭束基礎を軟石に、屋根を亜鉛鉄張りに改変、また平成四（一九九三）年には土台、床等の補修を行っています。



一区神社拝殿

○文化遺産としての調査

昭和五三（一九七八）年十一月、端野町教育委員会では、この旧屯田時代の建物がその外形をほとんど崩すことなく今日まで保たれている北海道内でも数少ない建物の一つであり、北海道文化財保護審議委員で北海道大学教授遠藤藤明久氏に依頼し、文化遺産としての価値、位置づけ等の調査を行いました。

この調査結果の概要は次のとおりです。

*道内の屯田兵村の現存遺構は極めて少なく、野幌、新琴似の両中隊本部、和田兵村被服庫、江別、美瑛両兵村弾薬庫などが残っているに過ぎない。従って屯田兵村関係建物としては貴重な存在である。

*旧被服糧秣庫の原形を資料上から明らかにすることはできないが、この建物の現状を調査すると、当初の形態そのもので、転用に際し、規模の改変はなかったと判断する。ただ拝殿としての用途上内部間仕切り、その他若干の改造を行ったようである。

*文化遺産としての価値判断に附帯して、長年月風雪に耐えて、今日まで受け継がれてきたこの建

物は、開拓当時の面影を残す貴重な存在である。屯田兵制度下における端野町開拓の歴史を物語る唯一の証であり、文化遺産としての価値は、専らこの歴史的背景を持つ由緒ある建物に着眼すべきである。

*今後における維持保存の考え方 将来にわたり端野町民が昔日の開拓の苦労を想起する場合、歴史的遺産として残ったこの建物を抛り所とし、永く保存継承することが望ましい。また、保存会組織をつくと同時に、将来町の文化遺産として指定することも可である。

この報告に基づき、昭和五三（一九七八）年二月二〇日「屯田兵中隊本部被服糧秣庫保存会」が結成され、保存に努めました。初代の会長に井上 昭一氏、副会長に吉田 和雄氏、岡野 公義氏が当たりました。なお、現在は、保存会は解散し、一区連合自治会が管理、保存に当たっています。

○端野町指定文化財に

端野町教育委員会は、平成三（一九九一）年九月一〇日、端野町文化財保護委員会に諮問し、同四（一九九二）年二月二七日、端野町指定文化財とする指定告示を行いました。

*参考文献

端野町指定文化財登録台帳

（歴史民俗資料館）

一区部落史

（昭和五六年一月二〇日発行、端野町一区部落会）